

平成31年2月12日提出

平成31年3月市議会定例会 議案参考資料

(その2)

木 更 津 市

平成 3 1 年 3 月市議会定例会議案参考資料目録

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 1 6 号	木更津市証紙条例の新旧対照表 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表 木更津市行政手続条例の新旧対照表 木更津市個人情報保護条例の新旧対照表 木更津市情報公開条例の新旧対照表 木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の新旧対照表 木更津市審議会等の会議の公開に関する条例の新旧対照表 木更津市情報基本条例の新旧対照表 木更津市意見公募手続に関する条例の新旧対照表 木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の 新旧対照表	1
議案第 2 0 号	職員の給与に関する条例の新旧対照表	1 4
議案第 2 1 号	木更津市道路占用料徴収条例の新旧対照表 木更津市行政財産使用料条例の新旧対照表 木更津市民会館の設置及び管理に関する条例の新旧対照表 木更津市法定外公共物の管理に関する条例の新旧対照表 木更津市公共案内看板設置に関する条例の新旧対照表	1 5
議案第 2 2 号	附属機関設置条例の新旧対照表	2 3
議案第 2 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新 旧対照表	2 6
議案第 2 4 号	木更津市行政組織条例の新旧対照表	2 8
議案第 2 5 号	木更津市職員定数条例の新旧対照表	2 9

議案第 2 6 号	木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表	3 0
議案第 2 7 号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の新旧対照表	3 1
議案第 2 8 号	木更津市税条例の新旧対照表 木更津市法人市民税の特例に関する条例の新旧対照表 木更津市税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表 木更津市税条例の一部を改正する条例の新旧対照表	3 4
議案第 2 9 号	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の新旧対照表	4 9
議案第 3 0 号	木更津市公設地方卸売市場条例の新旧対照表	5 0
議案第 3 1 号	木更津市都市公園条例の新旧対照表	5 2
議案第 3 2 号	木更津市地域污水处理場条例の新旧対照表	5 6
議案第 3 3 号	木更津市下水道条例の新旧対照表	5 7
議案第 3 4 号	木更津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の新旧対照表	5 9
議案第 3 5 号	木更津市火災予防条例の新旧対照表	6 2
議案第 3 6 号	木更津市立公民館設置及び管理運営条例の新旧対照表	6 3
議案第 3 7 号	木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	6 5
議案第 3 8 号	主な債権放棄の理由	6 7
議案第 3 9 号	変更契約金額表及び平面図 木更津市公共下水道金田西雨水ポンプ場平面図	6 8
議案第 4 0 号	変更契約金額表及び平面図	7 0

新旧対照表

○議案第16号 君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理に関する条例（第2条関係）

新	旧
木更津市証紙条例 昭和39年3月30日 条例第7号 （証紙による収入の方法により徴収する歳入） 第2条 次に掲げるものを除くほか、本市において徴収する手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。 （1）～（5） 略	木更津市証紙条例 昭和39年3月30日 条例第7号 （証紙による収入の方法により徴収する歳入） 第2条 次に掲げるものを除くほか、本市において徴収する手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。 （1）～（5） 略 <u>（6） 木更津市水道事業給水条例（平成9年木更津市条例第26号）に基づく手数料</u>

新旧対照表

○議案第16号 君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理に関する条例（第3条関係）

新	旧
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 （期末手当） 第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職又は死亡した者についても、同様とする。 2 略 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（任期満了、辞職又は死亡した者にあつては、任期満了、辞職又は死亡した日現在）において、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 （期末手当） 第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、<u>失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項第1号に該当して地方自治法第143条第1項、第164条第2項、第168条第7項若しくは第201条の規定による失職及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第2項第1号に該当して同条第10項の規定による失職。第3項において同じ。）</u>、辞職又は死亡した者についても、同様とする。 2 略 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（任期満了、<u>失職</u>、辞職又は死亡した者にあつては、任期満了、<u>失職</u>、辞職又は死亡した日現在）において、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

新旧対照表

○議案第16号 君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理に関する条例（第4条関係）

新	旧
木更津市行政手続条例 平成9年3月26日 条例第2号 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 条例等 本市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）並びに千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）及び千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第6号）により本市が処理することとされた事務について規定する千葉県の条例及び規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）をいう。 （2）～（9） 略	木更津市行政手続条例 平成9年3月26日 条例第2号 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 条例等 本市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）並びに千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）及び千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第6号）により本市が処理することとされた事務について規定する千葉県の条例及び規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）をいう。 （2）～（9） 略

新旧対照表

○議案第16号 君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理に関する条例（第5条関係）

新	旧
木更津市個人情報保護条例 平成11年3月26日 条例第4号 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（5） 略 （6） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び木更津市土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。 （7） 略 （8） 法令 法律、法律に基づく命令（国が定める告示、通達及び通知を含む。）、条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第2項に規定する定款を含む。）をいう。	木更津市個人情報保護条例 平成11年3月26日 条例第4号 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（5） 略 （6） 実施機関 市長<u>（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び木更津市土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。 （7） 略 （8） 法令 法律、法律に基づく命令（国が定める告示、通達及び通知を含む。）、条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程</u>及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第2項に規定する定款を含む。）をいう。

新旧対照表

○議案第16号 君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理に関する条例（第6条関係）

新	旧
木更津市情報公開条例 平成12年3月25日 条例第4号 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び木更津市土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。 （2） 略 （開示しないことができる情報） 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、開示しないことができる。 （1） 個人に関する情報（公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに公社の役員及び職員をいう。）の公務等に関する情報及び当該情報に記載された特定個人に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	木更津市情報公開条例 平成12年3月25日 条例第4号 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 実施機関 市長<u>（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び木更津市土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。 （2） 略 （開示しないことができる情報） 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、開示しないことができる。 （1） 個人に関する情報（公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに公社の役員及び職員をいう。）の公務等に関する情報及び当該情報に記載された特定個人に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令（法律、法律に基づく命令（国が定める告示、通達及び通知を含む。）、条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第2項に規定する定款を含む。以下同じ。））の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 略 （2）～（5） 略	ア 法令（法律、法律に基づく命令（国が定める告示、通達及び通知を含む。）、条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程</u>及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第2項に規定する定款を含む。以下同じ。））の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 略 （2）～（5） 略
--	--

新旧対照表

○議案第16号 君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理に関する条例（第7条関係）

新	旧
木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 平成14年2月28日 条例第2号 （派遣職員の給与） 第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び夜間勤務手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 2～4 略 （職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例） 第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する条例第13条の2第2項又は附則第7項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。	木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 平成14年2月28日 条例第2号 （派遣職員の給与） 第4条 派遣職員（<u>企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。</u>第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び夜間勤務手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 2～4 略 （職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例） 第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（<u>企業職員である職員を除く。</u>）に関する条例第13条の2第2項又は附則第7項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。 （<u>企業職員である派遣職員の給与の種類</u>） 第7条 <u>企業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び夜間勤務手当を支給することができる。</u> 2 <u>前項の規定により支給する給与に関する木更津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年木更津市条例第9号）の規定の適用については、派遣先団体における業務の従事を本市における勤務と、その就業の場所を勤務する公署と、派遣先団体における休日、休暇、労働時間その他の労働条件を本市の休日、休暇、勤務時間その他の勤務条件とみなす。</u>

<u>第7条～第12条</u> 略 （採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例） <u>第13条</u> 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する職員の給与に関する条例第13条の2第2項又は附則第7項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。 <u>第14条・第15条</u> 略	<u>3 第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により給与の支給を受ける派遣職員について準用する。</u> <u>第8条～第13条</u> 略 （採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例） <u>第14条</u> 法第10条第1項の規定により採用された職員（<u>企業職員である職員を除く。以下次条までにおいて同じ。</u>）に関する職員の給与に関する条例第13条の2第2項又は附則第7項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。 <u>第15条・第16条</u> 略
--	---

新旧対照表

○議案第16号 君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理に関する条例（第8条関係）

新	旧
木更津市審議会等の会議の公開に関する条例 平成14年6月26日 条例第21号 （非公開とすることができる会議） 第5条 第3条の規定にかかわらず、審議会等の長は、会議に諮り、調停、審査、審議又は調査等の内容が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。 （1） 個人に関する事項（公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに木更津市土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。）の公務等に関する事項及び当該事項に記載された特定個人に関する事項並びに事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。）であって、当該事項に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。 ア 法令（法律、法律に基づく命令（国が定める告示、通達及び通知を含む。）、条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第2項に規定する定款を含む。以下同じ。））の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事項 イ 略	木更津市審議会等の会議の公開に関する条例 平成14年6月26日 条例第21号 （非公開とすることができる会議） 第5条 第3条の規定にかかわらず、審議会等の長は、会議に諮り、調停、審査、審議又は調査等の内容が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。 （1） 個人に関する事項（公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに木更津市土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。）の公務等に関する事項及び当該事項に記載された特定個人に関する事項並びに事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。）であって、当該事項に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。 ア 法令（法律、法律に基づく命令（国が定める告示、通達及び通知を含む。）、条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程</u>及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第2項に規定する定款を含む。以下同じ。））の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事項 イ 略

(2)～(5) 略

(2)～(5) 略

新旧対照表

○議案第16号 君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理に関する条例（第9条関係）

新	旧
木更津市情報基本条例 平成15年3月21日 条例第2号 第16条 審議会は、前条に規定する審議のほか、情報公表制度のあり方、情報提供制度のあり方、情報公開制度のあり方、個人情報保護制度のあり方及び会議公開制度のあり方について実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び木更津市土地開発公社をいう。以下同じ。）に建議することができる。	木更津市情報基本条例 平成15年3月21日 条例第2号 第16条 審議会は、前条に規定する審議のほか、情報公表制度のあり方、情報提供制度のあり方、情報公開制度のあり方、個人情報保護制度のあり方及び会議公開制度のあり方について実施機関（市長（<u>水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。</u>））、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び木更津市土地開発公社をいう。以下同じ。）に建議することができる。

新旧対照表

○議案第16号 君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理に関する条例（第10条関係）

新	旧
木更津市意見公募手続に関する条例 平成18年9月30日 条例第23号 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （3） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。	木更津市意見公募手続に関する条例 平成18年9月30日 条例第23号 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （3） 実施機関 市長<u>（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

新旧対照表

○議案第16号 君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理に関する条例（第11条関係）

新	旧
木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 平成21年6月25日 条例第16号 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 <u>（3） 規則等 市長その他の市の機関の規則及び地方自治法第138条の4第2項に規定する規程をいう。</u> （4） 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定により設置される市の執行機関若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。 （5）～（12） 略	木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 平成21年6月25日 条例第16号 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 <u>（3） 規則等 規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。</u> （4） 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定により設置される市の執行機関、地方公営企業法第2条に基づく水道事業若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。 （5）～（12） 略

新旧対照表

○議案第 2 0 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧																								
職員の給与に関する条例 昭和26年 3 月26日 条例第 8 号 (定義) 第 1 条の 2 この条例において「職員」とは、法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する木更津市の職員をいう。 別表第 2 (第 3 条第 2 項) 級別基準職務表 <table><tr><th>職務の 級</th><th>基準となる職務</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>6 級</td><td>課長又は主幹の職務</td></tr><tr><td>5 級</td><td>課長補佐又は副主幹の職務</td></tr><tr><td>4 級</td><td>係長又は主査の職務</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	職務の 級	基準となる職務	略		6 級	課長又は主幹の職務	5 級	課長補佐又は副主幹の職務	4 級	係長又は主査の職務	略		職員の給与に関する条例 昭和26年 3 月26日 条例第 8 号 (定義) 第 1 条の 2 この条例において「職員」とは、法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する木更津市の職員（<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号に規定する職員を除く。</u>）をいう。 別表第 2 (第 3 条第 2 項) 級別基準職務表 <table><tr><th>職務の 級</th><th>基準となる職務</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>6 級</td><td>課長、副課長又は主幹の職務</td></tr><tr><td>5 級</td><td>副主幹の職務</td></tr><tr><td>4 級</td><td>主査の職務</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	職務の 級	基準となる職務	略		6 級	課長、副課長又は主幹の職務	5 級	副主幹の職務	4 級	主査の職務	略	
職務の 級	基準となる職務																								
略																									
6 級	課長又は主幹の職務																								
5 級	課長補佐又は副主幹の職務																								
4 級	係長又は主査の職務																								
略																									
職務の 級	基準となる職務																								
略																									
6 級	課長、副課長又は主幹の職務																								
5 級	副主幹の職務																								
4 級	主査の職務																								
略																									

新旧対照表

○議案第21号 木更津市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新				旧			
木更津市道路占用料徴収条例				木更津市道路占用料徴収条例			
昭和29年1月9日 条例第32号				昭和29年1月9日 条例第32号			
別表（第2条）				別表（第2条）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
略				略			
法第32条第1項 第6号に掲げるもの 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	66円 （使用期間が1月以上の使用料については60円）	法第32条第1項 第6号に掲げるもの 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	64円 （使用期間が1月以上の使用料については60円）
施行令第7条第1号に掲げる物件				施行令第7条第1号に掲げる物件			
略	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日に 38円 （使用期間が1月以上の使用料については35円）	略	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日に 37円 （使用期間が1月以上の使用料については35円）
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
略	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 38円 （使用期間が1月以上の使用料については35円）	略	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 37円 （使用期間が1月以上の使用料については35円）
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
備考 略				備考 略			

新旧対照表

○議案第21号 木更津市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
木更津市行政財産使用料条例 昭和40年7月14日 条例第23号 （使用料） 第2条 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において使用する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納付しなければならない。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 （1） 土地（従物を含む。）については、市長の評定した土地価格の1,000分の3以内で市長が定める額（使用期間が1月未満の使用料については、当該額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額）。ただし、電柱、看板、ガス管、水道管及びその他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）を設置する目的で使用するときは、木更津市道路占用料徴収条例（昭和29年木更津市条例第32号）に規定する占用料の額を準用する。 （2） 建物（従物を含む。）については、市長の評定した建物価格の1,000分の5以内で市長が定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額 （3） 土地及び建物以外の行政財産については、市長が定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額 2・3 略	木更津市行政財産使用料条例 昭和40年7月14日 条例第23号 （使用料） 第2条 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において使用する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納付しなければならない。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 （1） 土地（従物を含む。）については、市長の評定した土地価格の1,000分の3以内で市長が定める額（使用期間が1月未満の使用料については、当該額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額）。ただし、電柱、看板、ガス管、水道管及びその他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）を設置する目的で使用するときは、木更津市道路占用料徴収条例（昭和29年木更津市条例第32号）に規定する占用料の額を準用する。 （2） 建物（従物を含む。）については、市長の評定した建物価格の1,000分の5以内で市長が定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額 （3） 土地及び建物以外の行政財産については、市長が定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額 2・3 略

新旧対照表

○議案第21号 木更津市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新

木更津市民会館の設置及び管理に関する条例

昭和44年10月14日
条例第27号

別表第2（第16条第2項）

1 舞台設備

区分	回数	単位	金額
指揮台	1回	1台	110円
指揮者用譜面台	1回	1台	110円
譜面台	1回	1台	66円
平台	1回	1枚	165円
箱足	1回	1個	33円
中足	1回	1個	33円
屏風（舞台用金・銀）	1回	各一双	1,100円
毛せん	1回	1枚	110円
座布団（舞台用）	1回	1枚	55円
上敷ござ	1回	1枚	165円
大太鼓	1回	1台	220円
人形立	1回	1本	110円
講演台	1回	1台	440円
司会台	1回	1台	220円
花台	1回	1卓	110円

2 照明器具

区分	回数	単位	金額
ボーダーライト	1回	1列	660円
ホリゾントライト	1回	1列	550円
ロアーホリゾントライト	1回	1台	220円
フットライト	1回	1列	385円
ステージスポットライ	1キロワット	1台	220円

旧

木更津市民会館の設置及び管理に関する条例

昭和44年10月14日
条例第27号

別表第2（第16条第2項）

1 舞台設備

区分	回数	単位	金額
指揮台	1回	1台	108円
指揮者用譜面台	1回	1台	108円
譜面台	1回	1台	64円
平台	1回	1枚	162円
箱足	1回	1個	32円
中足	1回	1個	32円
屏風（舞台用金・銀）	1回	各一双	1,080円
毛せん	1回	1枚	108円
座布団（舞台用）	1回	1枚	54円
上敷ござ	1回	1枚	162円
大太鼓	1回	1台	216円
人形立	1回	1本	108円
講演台	1回	1台	432円
司会台	1回	1台	216円
花台	1回	1卓	108円

2 照明器具

区分	回数	単位	金額
ボーダーライト	1回	1列	648円
ホリゾントライト	1回	1列	540円
ロアーホリゾントライト	1回	1台	216円
フットライト	1回	1列	378円
ステージスポットライ	1キロワット	1台	216円

ト	500ワット	1回	1台	110円
サスペンションライト	1キロワット	1回	1個	220円
	500ワット	1回	1個	110円
シーリングライト		1回	1台	165円
フボックス		1回	1台	165円
ストロボマシーン		1回	1台	1,100円
ミラーボール		1回	1台	550円
エフェクトマシーン		1回	1台	550円
ダブルマシーン		1回	1台	550円
ファイヤーマシーン		1回	1台	550円
リップルマシーン		1回	1台	550円
ハイカット（スタンド付）		1回	一式	550円
先玉		1回	1台	110円
ステージスタンド		1回	1台	110円
ステージコード	10メートル	1回	1本	110円
	5メートル	1回	1本	55円
クリーンカラー				実費

3 音響装置

区分	回数	単位	金額
カセットデッキ	1回	1台	550円
CDプレイヤー	1回	1台	330円
ダイナミックマイクロホン	1回	1本	605円
ワイヤレスマイクロホン（電池付）	1回	1チャンネル	1,100円
マイクロホンスタンド	1回	1本	165円
拡声装置	1回	一式	1,650円
はね返しスピーカー	1回	1台	220円

4 ピアノ

区分	回数	単位	金額
ヤマハグランドC-7	1回	1台	1,650円

ト	500ワット	1回	1台	108円
サスペンションライト	1キロワット	1回	1個	216円
	500ワット	1回	1個	108円
シーリングライト		1回	1台	162円
フボックス		1回	1台	162円
ストロボマシーン		1回	1台	1,080円
ミラーボール		1回	1台	540円
エフェクトマシーン		1回	1台	540円
ダブルマシーン		1回	1台	540円
ファイヤーマシーン		1回	1台	540円
リップルマシーン		1回	1台	540円
ハイカット（スタンド付）		1回	一式	540円
先玉		1回	1台	108円
ステージスタンド		1回	1台	108円
ステージコード	10メートル	1回	1本	108円
	5メートル	1回	1本	54円
クリーンカラー				実費

3 音響装置

区分	回数	単位	金額
カセットデッキ	1回	1台	540円
CDプレイヤー	1回	1台	324円
ダイナミックマイクロホン	1回	1本	594円
ワイヤレスマイクロホン（電池付）	1回	1チャンネル	1,080円
マイクロホンスタンド	1回	1本	162円
拡声装置	1回	一式	1,620円
はね返しスピーカー	1回	1台	216円

4 ピアノ

区分	回数	単位	金額
ヤマハグランドC-7	1回	1台	1,620円

			円
調律料			実費

5 その他

区分	回数	単位	金額
中ホールスクリーン	1回	1面	880円
掲示用パネル	1回	1枚	33円
持込み電気器具（1キロワットにつき）	1回		165円
舞台装置			実費

			円
調律料			実費

5 その他

区分	回数	単位	金額
中ホールスクリーン	1回	1面	864円
掲示用パネル	1回	1枚	32円
持込み電気器具（1キロワットにつき）	1回		162円
舞台装置			実費

新旧対照表

○議案第21号 木更津市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例（第4条関係）

新				旧			
木更津市法定外公共物の管理に関する条例				木更津市法定外公共物の管理に関する条例			
平成14年2月28日 条例第4号				平成14年2月28日 条例第4号			
別表（第14条）				別表（第14条）			
1 使用料				1 使用料			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
略				略			
露店、商品置 場その他これ らに類する施 設	祭礼、縁日等に際し一 時的に設けるもの	占用面積1平方メ ートル1日につき	66円（使用期間 が1月以上の場 合にあっては60 円）	露店、商品置 場その他これ らに類する施 設	祭礼、縁日等に際し一 時的に設けるもの	占用面積1平方メ ートル1日につき	64円（使用期間 が1月以上の場 合にあっては60 円）
	略	略	略		略	略	略
略				略			
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一 時的に設けるもの	1本1日につき	38円（使用期間 が1月以上の場 合にあっては35 円）	旗ざお	祭礼、縁日等に際し一 時的に設けるもの	1本1日につき	37円（使用期間 が1月以上の場 合にあっては35 円）
	略	略	略		略	略	略
幕（工事用施 設であるもの を除く。）	祭礼、縁日等に際し一 時的に設けるもの	その面積1平方メ ートル1日につき	38円（使用期間 が1月以上の場 合にあっては35 円）	幕（工事用施 設であるもの を除く。）	祭礼、縁日等に際し一 時的に設けるもの	その面積1平方メ ートル1日につき	37円（使用期間 が1月以上の場 合にあっては35 円）
	略	略	略		略	略	略
略				略			
流水使用	略		略	流水使用	略		略
	鉦工業の用に供するも の	毎秒1リットル1 年につき	4,940円		鉦工業の用に供するも の	毎秒1リットル1 年につき	4,630円
	製氷冷凍の用に供する もの		480円		製氷冷凍の用に供する もの		450円
	その他の用に供するも の		32円		その他の用に供するも の		30円

2 生産物採取料

区分	単位	金額
砂利	1 立方メートルにつ き	<u>261円</u>
砂		<u>220円</u>
土砂		<u>157円</u>

2 生産物採取料

区分	単位	金額
砂利	1 立方メートルにつ き	<u>250円</u>
砂		<u>210円</u>
土砂		<u>150円</u>

新旧対照表

○議案第21号 木更津市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例（第5条関係）

新	旧																								
木更津市公共案内看板設置に関する条例 平成24年 3 月24日 条例第 8 号 別表第 1 （第10条） 木更津金田インター出口付近公共案内看板 <table><tr><th>寸法</th><th>種別</th><th>使用料（ 1 面につき）</th></tr><tr><td>縦2.5メートル 横2.5メートル</td><td>可動式</td><td><u>25,460円</u>／月×使用する月数</td></tr></table> 備考 略 別表第 2 （第10条） 木更津駅前広場等公共案内看板 <table><tr><th>寸法</th><th>種別</th><th>使用料（ 8 基12面につき）</th></tr><tr><td>表面 縦71センチメートル 横40センチメートル 裏面 縦93センチメートル 横53センチメートル</td><td>電 子 表 示 式</td><td><u>20,370円</u>／週×使用する週数</td></tr></table> 注 略 備考 略	寸法	種別	使用料（ 1 面につき）	縦2.5メートル 横2.5メートル	可動式	<u>25,460円</u> ／月×使用する月数	寸法	種別	使用料（ 8 基12面につき）	表面 縦71センチメートル 横40センチメートル 裏面 縦93センチメートル 横53センチメートル	電 子 表 示 式	<u>20,370円</u> ／週×使用する週数	木更津市公共案内看板設置に関する条例 平成24年 3 月24日 条例第 8 号 別表第 1 （第10条） 木更津金田インター出口付近公共案内看板 <table><tr><th>寸法</th><th>種別</th><th>使用料（ 1 面につき）</th></tr><tr><td>縦2.5メートル 横2.5メートル</td><td>可動式</td><td><u>25,000円</u>／月×使用する月数</td></tr></table> 備考 略 別表第 2 （第10条） 木更津駅前広場等公共案内看板 <table><tr><th>寸法</th><th>種別</th><th>使用料（ 8 基12面につき）</th></tr><tr><td>表面 縦71センチメートル 横40センチメートル 裏面 縦93センチメートル 横53センチメートル</td><td>電 子 表 示 式</td><td><u>20,000円</u>／週×使用する週数</td></tr></table> 注 略 備考 略	寸法	種別	使用料（ 1 面につき）	縦2.5メートル 横2.5メートル	可動式	<u>25,000円</u> ／月×使用する月数	寸法	種別	使用料（ 8 基12面につき）	表面 縦71センチメートル 横40センチメートル 裏面 縦93センチメートル 横53センチメートル	電 子 表 示 式	<u>20,000円</u> ／週×使用する週数
寸法	種別	使用料（ 1 面につき）																							
縦2.5メートル 横2.5メートル	可動式	<u>25,460円</u> ／月×使用する月数																							
寸法	種別	使用料（ 8 基12面につき）																							
表面 縦71センチメートル 横40センチメートル 裏面 縦93センチメートル 横53センチメートル	電 子 表 示 式	<u>20,370円</u> ／週×使用する週数																							
寸法	種別	使用料（ 1 面につき）																							
縦2.5メートル 横2.5メートル	可動式	<u>25,000円</u> ／月×使用する月数																							
寸法	種別	使用料（ 8 基12面につき）																							
表面 縦71センチメートル 横40センチメートル 裏面 縦93センチメートル 横53センチメートル	電 子 表 示 式	<u>20,000円</u> ／週×使用する週数																							

新旧対照表

○議案第 2 2 号 附属機関設置条例の一部を改正する条例

新						旧					
附属機関設置条例						附属機関設置条例					
昭和34年 9 月28日 条例第28号						昭和34年 9 月28日 条例第28号					
別表（第 3 条）						別表（第 3 条）					
附属機関						附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
略						略					
						水道審議会	水道施設建設改良計画	委員長	1 学識経験者	20人以内	2 年
							を審議し、必要な事項	副委員長	2 受益者代表		
							を市長に答申し、又は	委員	3 市の職員		
							建議すること。				
略						略					
						木更津市福祉	木更津市域の福祉有償	会長	1 市長	12人以内	2 年
						有償運送運営	運送について必要な事	副会長	2 本市を営業		
						協議会	項を協議すること	委員	区域に含む一		
									般旅客自動車		
									運送事業者の		
									代表		
									3 福祉有償運		
									送の対象とな		
									る者の代表		
									4 地方運輸局		
									長		
									5 関係行政機		
									関の職員		
									6 関係する一		
									般旅客自動車		
									運送事業者の		
									事業用自動車		
									の運転者の代		
									表		
									7 本市におい		

略					
木更津市立保育園民営化事業者選定会	木更津市立保育園の事業者を選定するため調査、審議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 民営化する保育園の園児の保護者の代表 3 市の職員	15人以内	2年
木更津市民会館整備検討委員会	木更津市民会館の整備について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 市の職員	10人以内	2年
木更津市庁舎整備検討委員会	本市の庁舎整備基本構想及び基本計画の見直しについて調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 公募	10人以内	2年
木更津市あけぼの園民営化事業者選定会	民営化する木更津市あけぼの園の事業者の選定について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 木更津市あけぼの園の利用者の保護者等を代表する者 3 市の職員	10人以内	1年

			て現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表		
			8 学識経験者		
			9 市の職員		
略					
木更津市立保育園民営化事業者選定会	木更津市立保育園の事業者を選定するため調査、審議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 民営化する保育園の園児の保護者の代表 3 市の職員	15人以内	2年

木更津市公募	公募対象公園施設の設	委員長	1 学識経験者	7人以内	2年
対象公園施設	置等予定者の選定につ	委員	2 関係団体を		
設置等予定者	いて調査審議し、必要		代表する者		
選定委員会	な事項を市長に答申し		3 市の職員		
	、又は建議すること。				

新旧対照表

○議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
昭和40年 3 月30日
条例第 8 号

別表第 3 （第 2 条第 1 項・第 5 条第 3 項）
(単位：円)

職名	種別	報酬額
略		
火葬場整備運営事業者選定委員会委員	日	25, 000
第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会委員	日	委員長 30, 000 委員 25, 000
略		

別表第 4 （第 2 条第 1 項・第 5 条第 3 項）
(単位：円)

職名	種別	報酬額
略		
母子保健コーディネーター	日 半日	10, 500 5, 250
新生児・妊産婦訪問指導員	日	訪問指導 1 件につき 2, 500 電話による指導 1 件につき 100
発達相談員	日 半日	窓口相談・教室等業務 16, 000 個別相談業務 14, 000 8, 000 7, 000
略		
主任母子・父子自立支援員兼婦人相談員	日	10, 700
母子・父子自立支援員兼婦人相談員	日	9, 700

旧

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
昭和40年 3 月30日
条例第 8 号

別表第 3 （第 2 条第 1 項・第 5 条第 3 項）
(単位：円)

職名	種別	報酬額
略		
火葬場整備運営事業者選定委員会委員	日	25, 000
略		

別表第 4 （第 2 条第 1 項・第 5 条第 3 項）
(単位：円)

職名	種別	報酬額
略		
母子保健コーディネーター	日 半日	9, 000 4, 500
新生児・妊産婦訪問指導員	日	訪問指導 1 件につき 2, 400 電話による指導 1 件につき 100
発達相談員	日 半日	12, 000 6, 000
略		
母子・父子自立支援員	日	9, 200

略

略

新旧対照表

○議案第24号 木更津市行政組織条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市行政組織条例 昭和46年6月28日 条例第28号 (事務分掌) 第3条 前条に掲げる部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 総務部 ア～サ 略 <u>シ 営繕に関する事項</u> (2)～(8) 略 (9) 都市整備部 ア～ケ 略	木更津市行政組織条例 昭和46年6月28日 条例第28号 (事務分掌) 第3条 前条に掲げる部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 総務部 ア～サ 略 (2)～(8) 略 (9) 都市整備部 ア～ケ 略 <u>コ 営繕に関する事項</u>

新旧対照表

○議案第25号 木更津市職員定数条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市職員定数条例 昭和58年3月29日 条例第3号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第8項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会（教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関を含む。）、公平委員会、農業委員会及び消防機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 市長の事務部局の職員 <u>716</u>人 <u>(3)～(7)</u> 略	木更津市職員定数条例 昭和58年3月29日 条例第3号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第8項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、<u>公営企業</u>、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会（教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関を含む。）、公平委員会、農業委員会及び消防機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 市長の事務部局の職員 <u>678</u>人 <u>(3)</u> <u>公営企業の職員</u> <u>38</u>人 <u>(4)～(8)</u> 略

新旧対照表

○議案第 2 6 号 木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成 7 年 3 月 25 日 条例第 1 号 (正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第 8 条 略 2 略 <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成 7 年 3 月 25 日 条例第 1 号 (正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第 8 条 略 2 略

新旧対照表

○議案第27号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例 昭和30年11月10日 条例第69号 <u>木更津市アメリカ合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「<u>合衆国特例法</u>」という。）第4条第1項（日本国における<u>国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律</u>（昭和29年法律第188号。以下「<u>国連特例法</u>」という。）第3条第2項の規定により準用する場合を含む。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、<u>軽自動車税の種別割</u>（以下「<u>種別割</u>」という。）の徴収及び税率について木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号。以下「<u>市税条例</u>」という。）の特例を定めることを目的とする。 <u>(定義)</u> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>合衆国軍隊の構成員等</u> 合衆国特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者及び同条第6項に規定する軍人用販売機関等をいう。 (2) <u>国際連合の軍隊の構成員等</u> 国連特例法第2条第3号に規定する国際連合の軍隊の構成員、同条第4号に規定する軍属、同条第5号に規定する家族及び同条第6号に規定する軍人用販売機関等をいう。 <u>(徴収の方法)</u>	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例 昭和30年11月10日 条例第69号 <u>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「<u>特例法</u>」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、<u>軽自動車税の徴収及び税率</u>について木更津市税条例（昭和36年条例第44号。以下「<u>条例</u>」という。）の特例を<u>設ける</u>ことを目的とする。 <u>(徴収の方法)</u> 第2条 <u>合衆国軍隊の構成員等</u>（特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者及び同条第6項に規定する軍人用販売機関等をいう。）の所有する軽自動車等（条例第80条第1項に規定する<u>軽自動車等をいう。</u>）に対する軽自動車税については、この条例で定めるところにより<u>証紙徴収の方法による。</u> <u>(証紙徴収の手続等)</u>

<u>第3条</u> 合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割については、市税条例第85条の規定にかかわらず、この条例で定めるところにより証紙徴収の方法による。 <u>(証紙徴収の手続)</u> <u>第4条</u> 前条の規定により証紙徴収の方法により徴収される種別割の納税義務者は、5月16日から同月末日までに、木更津市の発行する証紙を購入してその種別割を納付しなければならない。この場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に納税済印による検印を受けたときに完了するものとする。 <u>2</u> 前項の規定により証紙を購入して種別割を納付した者は、軽自動車等を使用する場合には、その証紙を携帯し、徴税吏員の請求があるときは、これを提示しなければならない。 <u>(税率)</u> <u>第5条</u> 第3条の規定により徴収する種別割の税率は、市税条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略 <u>(委任)</u> <u>第6条</u> この条例に定めるものを除くほか、この<u>条例の施行</u>に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	<u>第3条</u> 軽自動車税の納税義務者は、当該税額を別記様式第1号による軽自動車税納税証紙（以下「証紙」という。）によつて払い込まなければならない。 <u>2</u> 軽自動車税の納税義務は、前項の規定による証紙に別記様式第2号の軽自動車税納税済証印による検印を受けたときに完了するものとする。 <u>(納期)</u> <u>第4条</u> 軽自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。 <u>(税率)</u> <u>第5条</u> 第2条の規定により徴収する軽自動車税の税率は、条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略 <u>(条例施行の細目)</u> <u>第6条</u> この条例に定めるものを除くほか、この<u>条例施行</u>に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。
---	---

第1号様式

←-----9 cm----->

↑

車 種 (TYPE OF VEHICLE) _____

標識番号 (PLATE NUMBER) No. _____

軽自動車税納税証紙

LIGHT AUTOMOBILE TAX STAMP

課 税 (TAX AMOUNT) ¥ _____

課税年度 年分 自 年 月 日

至 年 月 日

TAX FOR FISCAL YEAR FROM

TO

交付年月日 年 月 日

(DATE OF DELIVERY) _____

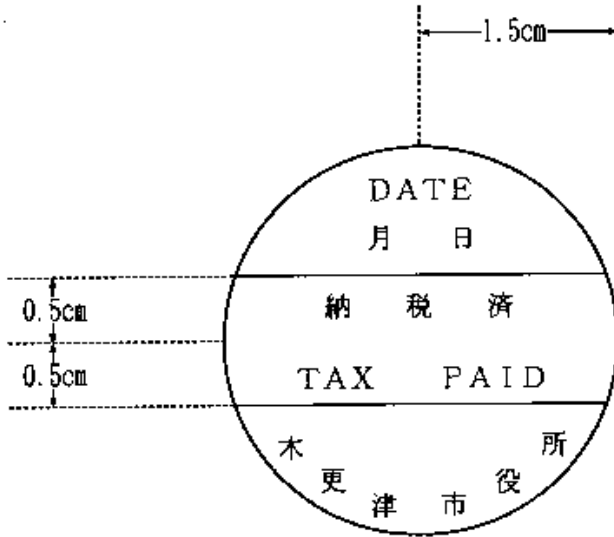
千葉県木更津市役所

↓

5 cm

- (備考) 1 年度により証紙の色を異にすることができる。
- 2 証紙は50枚を1綴りとし3枚複写用とする。

第2号様式



- (備考) 1 月日は算用数字とする。
- 2 大きさは直径3 cmとする。

新旧対照表

○議案第28号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 （納税証明事項） 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第150条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。 （1） 略 （2） <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 （3） <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又</u>	木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 （納税証明事項） 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第150条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。 （1） 略 （2） <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 （3） <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で</u>

は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) 略 (法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の6</u>とする。 (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</u> 2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u> 3 軽自動車等の所有者が<u>法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等</u>については、これを課さない。 <u>(軽自動車税のみなす課税)</u> 第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた</u>	その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) 略 (法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の9.7</u>とする。 (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 軽自動車税は、<u>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。</u> 2 <u>軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u> 3 軽自動車等の所有者が<u>法第443条第1項の規定によつて軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するもの</u>については、これを課さない。 <u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</u> 第80条の2 <u>日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u> <u>(軽自動車税の課税免除)</u> 第81条 <u>商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</u>
--	---

場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。	
4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 （日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）	
第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものその他これに類するもので規則で定めるものに対しては、軽自動車税を課さない。 （環境性能割の課税標準）	
第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。 （環境性能割の税率）	
第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 （1） 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1 （2） 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2 （3） 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3 （環境性能割の徴収の方法）	
第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。 （環境性能割の申告納付）	
第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。	
2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。	

<u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> 第81条の7 <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> 2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u> 3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u> 第81条の8 <u>市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u> 2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> <u>(種別割の課税免除)</u> 第81条の9 <u>商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。</u> <u>(種別割の税率)</u>	
第82条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>原動機付自転車</u> ア <u>総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)</u> 年額 2,000円 イ <u>2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 ウ <u>2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの</u> 年額 2,400円 エ <u>3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)</u>で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2) <u>軽自動車及び小型特殊自動車</u> ア <u>軽自動車</u>	<u>(軽自動車税の税率)</u> 第82条 <u>軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>原動機付自転車</u> ア <u>総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)</u> 年額 2,000円 イ <u>2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 ウ <u>2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの</u> 年額 2,400円 エ <u>3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)</u>で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2) <u>軽自動車及び小型特殊自動車</u> ア <u>軽自動車</u>

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円
(イ) 3輪のもの 年額 3,900円
(ウ) 4輪以上のもの
a 乗用のもの
営業用 年額 6,900円
自家用 年額 10,800円
b 貨物用のもの
営業用 年額 3,800円
自家用 年額 5,000円
(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円
イ 小型特殊自動車
(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
(イ) その他のもの 年額 5,900円
(3) 略
(種別割の賦課期日及び納期)
第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。
2 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。
(種別割の徴収の方法)
第85条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。
(種別割に関する申告又は報告)
第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。
2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円
3輪のもの 年額 3,900円
4輪以上のもの
乗用のもの
営業用 年額 6,900円
自家用 年額 10,800円
貨物用のもの
営業用 年額 3,800円
自家用 年額 5,000円
専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円
イ 小型特殊自動車
農耕作業用のもの 年額 2,400円
その他のもの 年額 5,900円
(3) 略
(軽自動車税の賦課期日及び納期)
第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。
2 軽自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。
(軽自動車税の徴収の方法)
第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。
(軽自動車税に関する申告又は報告)
第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。
2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書</u>を市長に提出しなければならない。	3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書</u>を市長に提出しなければならない。
4 <u>第81条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、<u>規則の定めるところにより</u>、当該請求があつた日から15日以内に<u>次に掲げる事項</u>を記載した報告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (種別割に係る不申告等に関する過料)	4 <u>第80条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に<u>次の各号に掲げる事項</u>を記載した報告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (軽自動車税に係る不申告等に関する過料)
第88条 軽自動車等の所有者等又は<u>第81条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第88条 軽自動車等の所有者等又は<u>第80条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
2・3 略 (種別割の減免)	2・3 略 (軽自動車税の減免)
第89条 市長は、公益のため直接専用する<u>軽自動車等のうち必要と認めるもの</u>に対しては、<u>種別割</u>を減免する。	第89条 市長は、公益のため直接専用する<u>ものと認める軽自動車等</u>に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。
2 前項の規定によつて<u>種別割の減免</u>を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び<u>次に掲げる事項</u>を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) 略	2 前項の規定によつて<u>軽自動車税の減免</u>を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び<u>次の各号に掲げる事項</u>を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) 略
3 第1項の規定によつて<u>種別割の減免</u>を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、<u>直ちに</u>その旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する種別割の減免)	3 第1項の規定によつて<u>軽自動車税の減免</u>を受けた者は、その事由が消滅した場合においては<u>直ちに</u>その旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)
第90条 市長は、<u>次に掲げる軽自動車等</u>に対しては、<u>種別割</u>を減免することができる。 (1)・(2) 略	第90条 市長は、<u>次の各号に掲げる軽自動車等</u>に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。 (1)・(2) 略
2 前項第1号の規定によつて<u>種別割の減免</u>を受けようとする者は、納期限<u>までに</u>、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者	2 前項第1号の規定によつて<u>軽自動車税の減免</u>を受けようとする者は、納期限<u>までに</u>市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者

手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

（1）～（6） 略

3 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 第1項の規定により種別割の減免を受けようとする年度の前の年度において同項の規定による種別割の減免を受けていた軽自動車等について、当該軽自動車等の減免を受けようとする年度の賦課期日において第2項又は前項の申請書に記載した事項に異動がないと市長が認めるときは、当該軽自動車等に係る第2項又は前項の手続きがあつたものとみなす。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 略

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたとき

者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

（1）～（6） 略

3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする年度の前の年度において同項の規定による軽自動車税の減免を受けていた軽自動車等について、当該軽自動車等の減免を受けようとする年度の賦課期日において第2項又は前項の申請書に記載した事項に異動がないと市長が認めるときは、当該軽自動車等に係る第2項又は前項の手続きがあつたものとみなす。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 略

2 法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないことと

における当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3・4 略 5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。 6 略 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を<u>所有し</u>、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を<u>毀損し</u>、若しくは亡失し、又は<u>磨滅した</u>ときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の<u>毀損</u>又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、<u>200円</u>を納めなければならない。 9 略 附 則 【特別土地保有税の課税の特例】 第13条の2 法附則第31条の4の2第1項に規定する条例で定める区域は、市の全部の区域とする。 <u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u> 第13条の3 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</u> 第13条の4 知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、<u>軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u> 第13条の5 <u>市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪</u>	なつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3・4 略 5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。 6 略 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を<u>所有し</u>若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を<u>き損し</u>、若しくは亡失し、又は<u>ま滅した</u>ときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の<u>き損</u>又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、<u>180円</u>を納めなければならない。 9 略 附 則 【特別土地保有税の課税の特例】 第13条の2 法附則第31条の4の2第1項に規定する条例で定める区域は、市の全部の区域とする。
--	---

以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第13条の6 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中

「市長」とあるのは、「知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第13条の7 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行

うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額

の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用に

ついては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限

る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の

2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自

動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対す

る第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度

(軽自動車税の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自

動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対す

る第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度

分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 ~ 7 略

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第14条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車は前

条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第14条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

新旧対照表

○議案第28号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
木更津市法人市民税の特例に関する条例 昭和55年3月29日 条例第5号 （期間及び税率） 第2条 次の各号に掲げる法人等に対する平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、市税条例第34条の4の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1） 資本金等の額（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいう。以下同じ。）が1億円を超える法人及び保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社 <u>100分の8.4</u> （2） 資本金等の額が5千万円を超え1億円以下の法人 <u>100分の7.2</u> 2 略	木更津市法人市民税の特例に関する条例 昭和55年3月29日 条例第5号 （期間及び税率） 第2条 次の各号に掲げる法人等に対する平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、市税条例第34条の4の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1） 資本金等の額（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいう。以下同じ。）が1億円を超える法人及び保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社 <u>100分の12.1</u> （2） 資本金等の額が5千万円を超え1億円以下の法人 <u>100分の10.9</u> 2 略

新旧対照表

○議案第28号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新			旧		
木更津市税条例等の一部を改正する条例			木更津市税条例等の一部を改正する条例		
平成26年6月26日 条例第13号			平成26年6月26日 条例第13号		
附 則			附 則		
【軽自動車税に関する経過措置】			【軽自動車税に関する経過措置】		
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る木更津市税条例第82条及び附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第82条第2号	3,900円	3,100円	新条例第82条	3,900円	3,100円
ア(イ)			第2号ア		
第82条第2号	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
ア(ウ)a	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
第82条第2号	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
ア(ウ)b	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
附則第14条第1項	第82条	木更津市税条例等の一部を改正する条例（平成26年木更津市条例第13号。以下この条において「平成26年改正条例」という。） 附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	新条例附則第14条第1項の表以外の部分	第82条	木更津市税条例等の一部を改正する条例（平成26年木更津市条例第13号。以下この条において「平成26年改正条例」という。） 附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第14条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)	新条例附則第14条第1項の表第2号アの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
附則第14条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a		3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
附則第14条第2号ア(ウ)b	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により			

1 項の表第 2		読み替えて適用される第82条第 2 号ア(ウ)			
号ア(ウ) b		b			
	3, 800円	3, 000円		3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円		5, 000円	4, 000円

新旧対照表

○議案第28号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第4条関係）

新	旧														
木更津市税条例の一部を改正する条例	木更津市税条例の一部を改正する条例														
平成27年12月16日 条例第42号	平成27年12月16日 条例第42号														
附 則 (市たばこ税に関する経過措置)	附 則 (市たばこ税に関する経過措置)														
第6条 略 2～6 略	第6条 略 2～6 略														
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、木更津市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、木更津市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。														
<table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">第19条第3号</td><td>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限</td><td rowspan="2">平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限</td></tr><tr><td>略</td></tr></table>	略			第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限	略	<table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">第19条第3号</td><td>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限</td><td rowspan="2">平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限</td></tr><tr><td>略</td></tr></table>	略			第19条第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限	略
略															
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限													
	略														
略															
第19条第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限													
	略														
8～14 略	8～14 略														

新旧対照表

○議案第29号 木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 平成5年9月25日 条例第21号 (技術管理者の資格) 第37条 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8)～(11) 略	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 平成5年9月25日 条例第21号 (技術管理者の資格) 第37条 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8)～(11) 略

新旧対照表

○議案第30号 木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市公設地方卸売市場条例 昭和47年9月28日 条例第33号 (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り) 第36条 略 2・3 略 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又は相対取引に係る価格にその<u>消費税額</u>に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。）が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。 (卸売予定数量等の報告) 第39条 略 2 略 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその<u>消費税額</u>に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。）を、市長に報告しなければならない。 (仕切り及び送金) 第42条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>消費税額</u>に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第47条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の<u>消費税額</u>に相当する金額）、控除すべき第43条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。 2 略 (買受代金の即時支払義務)	木更津市公設地方卸売市場条例 昭和47年9月28日 条例第33号 (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り) 第36条 略 2・3 略 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又は相対取引に係る価格にその<u>8パーセント</u>に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。）が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。 (卸売予定数量等の報告) 第39条 略 2 略 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその<u>8パーセント</u>に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。）を、市長に報告しなければならない。 (仕切り及び送金) 第42条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>8パーセント</u>に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第47条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の<u>8パーセント</u>に相当する金額）、控除すべき第43条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。 2 略 (買受代金の即時支払義務)

第46条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）買い受けた物品の代金（買い受けた額にその消費税額に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2・3 略

別表第5（第55条第1項）

種別	金額
略	略
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき月額（消費税額を含む。） <u>149円</u>
業者事務室使用料（甲）	1平方メートルにつき月額（消費税額を含む。） <u>363円</u>
業者事務室使用料（乙）	1平方メートルにつき月額（消費税額を含む。） <u>352円</u>
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額（消費税額を含む。） <u>154円</u>
会議室使用料	1回につき（消費税額を含む。） <u>440円</u>
略	略
保冷库使用料	1台につき月額（消費税額を含む。） <u>9,900円</u>
碎氷機使用料	1台につき月額（消費税額を含む。） <u>18,700円</u>

第46条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）買い受けた物品の代金（買い受けた額にその8パーセントに相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2・3 略

別表第5（第55条第1項）

種別	金額
略	略
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき月額（消費税額を含む。） <u>146円</u>
業者事務室使用料（甲）	1平方メートルにつき月額（消費税額を含む。） <u>356円</u>
業者事務室使用料（乙）	1平方メートルにつき月額（消費税額を含む。） <u>346円</u>
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額（消費税額を含む。） <u>151円</u>
会議室使用料	1回につき（消費税額を含む。） <u>432円</u>
略	略
保冷库使用料	1台につき月額（消費税額を含む。） <u>9,720円</u>
碎氷機使用料	1台につき月額（消費税額を含む。） <u>18,360円</u>

新旧対照表

○議案第31号 木更津市都市公園条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市都市公園条例 昭和41年3月11日 条例第4号 (公園施設の設置基準) 第3条の2 略 2・3 略 <u>4 都市公園についての政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。</u> <u>5 都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができる。</u> <u>6 略</u> (指定管理者が行う業務の範囲) 第7条の3 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 第10条第3号に規定する者からの使用料の徴収に関する業務 (3)・(4) 略 (有料公園施設) 第7条の4 有料公園施設(公園施設のうち有料で利用させるものをいう。以下同じ。)の種類、名称、供用期間及び使用時間は、別表第1のとおりとする。 ただし、市長が必要と認める場合<u>又は指定管理者が必要と認め、あらかじめ市長の承認を得た場合は</u>、供用期間及び使用時間を変更し、又はその供用を停止することができる。 2 略 (使用料等) 第10条 次に掲げる者に該当するものは、それぞれ別表第2に定める使用料又は占用料を納付しなければならない。 (1)～(3) 略	木更津市都市公園条例 昭和41年3月11日 条例第4号 (公園施設の設置基準) 第3条の2 略 2・3 略 <u>4 都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。</u> <u>5 略</u> (指定管理者が行う業務の範囲) 第7条の3 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 第10条第3号に規定する者からの使用料<u>及び入場料</u>の徴収に関する業務 (3)・(4) 略 (有料公園施設) 第7条の4 有料公園施設(公園施設のうち有料で利用させるものをいう。以下同じ。)の種類、名称、供用期間及び使用時間は、別表第1のとおりとする。 ただし、市長が必要と認める場合は、供用期間及び使用時間を変更し、又はその供用を停止することができる。 2 略 (使用料等) 第10条 次に掲げる者に該当するものは、それぞれ別表第2に定める使用料、<u>入場料</u>又は占用料を納付しなければならない。 (1)～(3) 略

第11条 略

2 前条第3号に規定する者の使用料については、その使用の許可の際に徴収する。

(使用料又は占用料の不還付)

第12条 既納の使用料又は占用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 使用者又は占有者の責めに帰することのできない理由により、その使用又は占有ができなくなった場合
- (2) 使用又は占有の開始前に当該使用又は占有の許可の取消しを申し出て、相当の理由があると認められるとき。

(使用料又は占用料の減免)

第13条 市長は、使用料又は占用料を納付すべき者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者に係る使用料又は占用料の全部若しくは一部を免除することができる。

- (1) 使用又は占有の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつて、当該許可に係る行為又は使用をすることができなくなった場合

(2)～(5) 略

別表第1 (第7条の4第1項)

都市公園名	有料公園施設の種類及び名称	供用期間	使用時間
小櫃堰公園	庭球場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで

別表第2 (第10条)

区分		単位	金額
都市公園使用料	行商、募金、出店その他これらに類する行為	1平方メートル 1日につき	121円
	業としての写真撮影	1人1日につき	863円
	業としての映画撮影	1件1日につき	17,600円
	興行	1平方メートル 1日につき	22円
	略	略	略

第11条 略

2 前条第3号に規定する者の使用料又は入場料については、その使用の許可又は入場の際に徴収する。

(使用料、入場料又は占用料の不還付)

第12条 既納の使用料、入場料又は占用料は還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 使用者、入場者又は占有者の責めに帰することのできない理由により、その使用、入場又は占有ができなくなった場合
- (2) 使用、入場又は占有開始前に当該使用、入場又は占有許可の取消しを申し出て、相当の理由があると認められるとき。

(使用料、入場料又は占用料の減免)

第13条 市長は、使用料、入場料又は占用料を納付すべき者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者に係る使用料、入場料又は占用料の全部若しくは一部を免除することができる。

- (1) 使用、入場又は占有の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつて、当該許可に係る行為又は使用、入場をすることができなくなった場合

(2)～(5) 略

別表第1 (第7条の4第1項)

都市公園名	有料公園施設の種類及び名称	供用期間	使用時間
鳥居崎海浜公園	水泳プール	7月21日から8月31日まで (ただし、火曜日を除く。)	午前9時から午後5時まで
小櫃堰公園	庭球場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで

別表第2 (第10条)

区分		単位	金額
都市公園使用料	行商、募金、出店その他これらに類する行為	1平方メートル 1日につき	118円
	業としての写真撮影	1人1日につき	847円
	業としての映画撮影	1件1日につき	17,280円
	興行	1平方メートル 1日につき	21円
	略	略	略

庭球場使用料	略		
都市公園占用料	略	競技会、集会、展示会、博覧	1 平方メートル 44円（使用期

庭球場使用料	略		
水泳プール入場料	一般	1 人 1 回につき	390円
	高齢者 引率者 中学生	1 人 1 回につき	190円
	小学生	1 人 1 回につき	100円
	未就学児 障害者	1 人 1 回につき	無料
(摘要) 1 「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害の判定を受けた者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。 2 「未就学児」とは、満6歳に達した日の翌日以後最初の4月1日に達しないもの（障害者を除く。）をいう。 3 「小学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童（障害者を除く。）をいう。 4 「中学生」とは、学校教育法第18条に規定する学齢生徒（障害者を除く。）をいう。 5 「引率者」とは、小学生以下の者が20人以上の団体で入場する場合にその団体を引率する者であつて、満15歳に達した日以後最初の4月1日に達したもの（障害者を除く。）をいう。 6 「高齢者」とは、満65歳以上の者（障害者及び引率者を除く。）をいう。 7 「一般」とは、障害者、未就学児、小学生、中学生、高齢者及び引率者以外のものをいう。			
都市公園占用料	略	競技会、集会、展示会、博覧	1 平方メートル 43円（使用期

	会その他これらに類する催し のため設けられる仮設工作物	1 日につき	間が 1 月以上 の使用料につ いては40円)
	略		

備考

1 ～ 3 略

4 単位が 1 日と定められている場合において、1 日の使用又は占用の期間が 4 時間以内であるときの使用料又は占用料の額は、それぞれこの表により算定した額の半額とする。

5 略

6 この表により算定した使用料又は占用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

	会その他これらに類する催し のため設けられる仮設工作物	1 日につき	間が 1 月以上 の使用料につ いては40円)
	略		

備考

1 ～ 3 略

4 略

5 この表により算定した占用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

新旧対照表

○議案第32号 木更津市地域污水处理場条例の一部を改正する条例

新

木更津市地域污水处理場条例

昭和57年 9 月28日
条例第23号

(手数料の徴収)

第12条 市長は、処理場の使用について、使用者から 2 か月ごとに次の表に定めるところにより算定した額の手数料を水道料金（かずさ水道広域連合企業団（以下この条において「企業団」という。）が定める水道料金をいう。）の徴収方法の例により徴収する。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

区分	基本料金	超過料金
名称	(基本量20立方メートルまで)	(超過量 1 立方メートル増すごと)
東清団地	1,980円	121円

2 略

3 手数料は、隔月の水道の定例日（企業団が定める定例日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分を算定する。

4～6 略

旧

木更津市地域污水处理場条例

昭和57年 9 月28日
条例第23号

(手数料の徴収)

第12条 市長は、処理場の使用について、使用者から 2 か月ごとに次の表に定めるところにより算定した額の手数料を水道料金（木更津市水道事業給水条例（平成 9 年木更津市条例第26号）に規定する水道料金をいう。）と併せて徴収する。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

区分	基本料金	超過料金
名称	(基本量20立方メートルまで)	(超過量 1 立方メートル増すごと)
東清団地	1,944円	118円80銭

2 略

3 手数料は、隔月の水道の定例日（木更津市水道事業給水条例第 3 条第 5 号の規定する定例日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分を算定する。

4～6 略

新旧対照表

○議案第33号 木更津市下水道条例の一部を改正する条例

新

木更津市下水道条例

昭和59年 3 月30日
条例第14号

(使用料の納入方法)

第16条 使用料は、使用月ごとに、納入通知書に基づく払込み又は口座振替の方法により使用月の末日の翌日から起算して20日以内に納入しなければならない。ただし、第18条第1号の規定が適用される使用料については、水道料金（かずさ水道広域連合企業団が定める水道料金をいう。以下この項において同じ。）と併せて納入するものとし、納入方法は、水道料金の納入方法の例による。

2 略

別表第1（第15条第2項・第20条第2項・第3項・第4項）

使用料算定基準（2か月について）

種別	基本額	超過額
一般汚水	880円	20立方メートルまでの1立方メートルについて 70円40銭 20立方メートルを超え60立方メートルまでの1立方メートルについて 140円80銭 60立方メートルを超え100立方メートルまでの1立方メートルについて 165円 100立方メートルを超え300立方メートルまでの1立方メートルについて 192円50銭 300立方メートルを超え600立方メートルまでの1立方メートルについて 225円50銭 600立方メートルを超え1,000立方メートルまでの1立方メートルについて 269円50銭 1,000立方メートルを超える1立方メートルについて 305円80銭
浴場汚水	200立方メートルまで 8,800円	200立方メートルを超え500立方メートルまでの1立方メートルについて 55円 500立方メートルを超える1立方メートル

旧

木更津市下水道条例

昭和59年 3 月30日
条例第14号

(使用料の納入方法)

第16条 使用料は、使用月ごとに、納入通知書に基づく払込み又は口座振替の方法により使用月の末日の翌日から起算して20日以内に納入しなければならない。ただし、第18条第1号の規定が適用される使用料については、水道料金（木更津市水道事業給水条例（平成9年木更津市条例第26号）第27条に定める水道料金をいう。）と併わせて納入するものとし、納入方法は、水道料金の納入方法の例による。

2 略

別表第1（第15条第2項・第20条第2項・第3項・第4項）

使用料算定基準（2か月について）

種別	基本額	超過額
一般汚水	864円	20立方メートルまでの1立方メートルについて 69円12銭 20立方メートルを超え60立方メートルまでの1立方メートルについて 138円24銭 60立方メートルを超え100立方メートルまでの1立方メートルについて 162円 100立方メートルを超え300立方メートルまでの1立方メートルについて 189円 300立方メートルを超え600立方メートルまでの1立方メートルについて 221円40銭 600立方メートルを超え1,000立方メートルまでの1立方メートルについて 264円60銭 1,000立方メートルを超える1立方メートルについて 300円24銭
浴場汚水	200立方メートルまで 8,640円	200立方メートルを超え500立方メートルまでの1立方メートルについて 54円 500立方メートルを超える1立方メートル

	について <u>66円</u>		について <u>64円80銭</u>
--	-----------------	--	--------------------

新旧対照表

○議案第34号 木更津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新			旧		
木更津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成16年12月18日 条例第30号			木更津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成16年12月18日 条例第30号		
別表第1（第4条）			別表第1（第4条）		
地区計画の名称	地区の名称	建築物の用途の制限	地区計画の名称	地区の名称	建築物の用途の制限
略			略		
金田西地区地区計画	略		金田西地区地区計画	略	
	沿道利用地区B	略		沿道利用地区B	
	沿道利用地区C	(1) 一戸建住宅（兼用住宅を含む。） (2) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの (5) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (6) 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げるもの			
	複合利用地区A	略		複合利用地区A	略
	複合利用地区B	(1) 一戸建住宅（兼用住宅を含む。） (2) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場		複合利用地区B	(1) 一戸建住宅（兼用住宅を含む。） (2) 共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿 (3) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (4) 自動車教習所 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場

		その他これらに類するもの
複合利用地区C	(1) 一戸建住宅（兼用住宅を含む。）	
	(2) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎	
	(3) 自動車教習所	
	(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場	
	その他これらに類するもの	
	(5) キャバレー、料理店その他これらに類するもの	
	(6) 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げるもの	
略		
略		

別表第2（第5条第1項）

地区計画の名称	地区の名称	建築物の敷地面積の最低限度
略		
金田西地区地区計画	略	
	沿道利用地区B	1,000平方メートル
	沿道利用地区C	
	複合利用地区B	
	複合利用地区C	
略		

別表第3（第6条）

地区計画の名称	地区の名称	壁面の位置の制限
略		
金田西地区地区計画	低層住宅地区	道路境界線までの距離は、地区計画の計画図において表示する1号壁面線については1メートル、2号壁面線については
	中低層住宅地区	2メートル
	沿道利用地区	

		その他これらに類するもの
複合利用地区C	(1) 一戸建住宅（兼用住宅を含む。）	
	(2) 共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿	
	(3) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎	
	(4) 自動車教習所	
	(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場	
	その他これらに類するもの	
	(6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの	
	(7) 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げるもの	
略		
略		

別表第2（第5条第1項）

地区計画の名称	地区の名称	建築物の敷地面積の最低限度
略		
金田西地区地区計画	略	
	沿道利用地区B	1,000平方メートル
	複合利用地区B	
	複合利用地区C	
略		

別表第3（第6条）

地区計画の名称	地区の名称	壁面の位置の制限
略		
金田西地区地区計画	低層住宅地区	都市計画道路の道路境界線までの距離は
	中低層住宅地区	、1メートル
	沿道利用地区	

	<u>A</u>	
	沿道利用地区	
	<u>B</u>	
	沿道利用地区	
	<u>C</u>	
	複合利用地区	
	<u>A</u>	
	複合利用地区	
	<u>B</u>	
	複合利用地区	
	<u>C</u>	
	工業地区	
略		

	<u>A</u>	
	工業地区	都市計画道路(3.4.40号金田1号線、3.4.43号金田4号線)の道路境界線までの距離は、 <u>1メートル</u>
	沿道利用地区	都市計画道路(3.3.7号中野畑沢線、3.4.41号金田2号線、3.4.43号金田4号線)及び地区計画の計画図において表示する壁面後退区画道路の道路境界線までの距離は、 <u>2メートル</u>
	<u>B</u>	
	複合利用地区	
	<u>A</u>	
	複合利用地区	
	<u>B</u>	
	複合利用地区	
	<u>C</u>	
略		

新旧対照表

○議案第35号 木更津市火災予防条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市火災予防条例 昭和37年6月25日 条例第24号 目次 第1～5章 略 第6章 雑則（第43条—<u>第49条</u>） 第7章 罰則（<u>第50条・第51条</u>） 附則 <u>（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</u> <u>第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火に係る安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法、令又はこれに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u> <u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u> <u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u> （委任） <u>第49条</u> 略 第7章 罰則 （罰則） <u>第50条</u> 略 <u>第51条</u> 略 2 略	木更津市火災予防条例 昭和37年6月25日 条例第24号 目次 第1～5章 略 第6章 雑則（第43条—<u>第48条</u>） 第7章 罰則（<u>第49条・第50条</u>） 附則 （委任） <u>第48条</u> 略 第7章 罰則 （罰則） <u>第49条</u> 略 <u>第50条</u> 略 2 略

新旧対照表

○議案第36号 木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例

新	旧																														
木更津市立公民館設置及び管理運営条例	木更津市立公民館設置及び管理運営条例																														
昭和32年10月 1 日 条例第29号	昭和32年10月 1 日 条例第29号																														
(設置、名称及び位置)	(設置、名称及び位置)																														
第2条 略	第2条 略																														
2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。																														
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>木更津市立中郷公民館</td><td>木更津市井尻789番地</td></tr><tr><td>木更津市立富岡公民館</td><td>木更津市下郡1770番地 1</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>木更津市立畑沢公民館</td><td>木更津市畑沢1053番地12</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	名称	位置	略		木更津市立中郷公民館	木更津市井尻789番地	木更津市立富岡公民館	木更津市下郡1770番地 1	略		木更津市立畑沢公民館	木更津市畑沢1053番地12	略		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>木更津市立金田公民館</td><td>木更津市中島1,985番地</td></tr><tr><td>木更津市立中郷公民館</td><td>木更津市井尻789番地</td></tr><tr><td>木更津市立富岡公民館</td><td>木更津市下郡1,770番地 1</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>木更津市立畑沢公民館</td><td>木更津市畑沢1,053番地12</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	名称	位置	略		木更津市立金田公民館	木更津市中島1,985番地	木更津市立中郷公民館	木更津市井尻789番地	木更津市立富岡公民館	木更津市下郡1,770番地 1	略		木更津市立畑沢公民館	木更津市畑沢1,053番地12	略	
名称	位置																														
略																															
木更津市立中郷公民館	木更津市井尻789番地																														
木更津市立富岡公民館	木更津市下郡1770番地 1																														
略																															
木更津市立畑沢公民館	木更津市畑沢1053番地12																														
略																															
名称	位置																														
略																															
木更津市立金田公民館	木更津市中島1,985番地																														
木更津市立中郷公民館	木更津市井尻789番地																														
木更津市立富岡公民館	木更津市下郡1,770番地 1																														
略																															
木更津市立畑沢公民館	木更津市畑沢1,053番地12																														
略																															
(分館の設置)	(分館の設置)																														
第3条 次表左欄に掲げる公民館には、同表中欄に掲げる分館を設置し、その位置は同表右欄に掲げるとおりとする。	第3条 次表左欄に掲げる公民館には、同表中欄に掲げる分館を設置し、その位置は同表右欄に掲げるとおりとする。																														
<table><tr><th>公民館の名称</th><th>分館の名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>木更津市立中央公民館</td><td>畔戸分館</td><td>木更津市畔戸230番地</td></tr></table>	公民館の名称	分館の名称	位置	木更津市立中央公民館	畔戸分館	木更津市畔戸230番地	<table><tr><th>公民館の名称</th><th>分館の名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>木更津市立金田公民館</td><td>畔戸分館</td><td>木更津市畔戸230番地</td></tr></table>	公民館の名称	分館の名称	位置	木更津市立金田公民館	畔戸分館	木更津市畔戸230番地																		
公民館の名称	分館の名称	位置																													
木更津市立中央公民館	畔戸分館	木更津市畔戸230番地																													
公民館の名称	分館の名称	位置																													
木更津市立金田公民館	畔戸分館	木更津市畔戸230番地																													
(使用の許可及び使用料等)	(使用の許可及び使用料等)																														
第10条 略	第10条 略																														
2 前項の規定により、使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第1 から別表第16までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。	2 前項の規定により、使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第1 から別表第17までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。																														
3 前項の規定（別表第4、別表第6、別表第11及び別表第13に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）にかかわらず、市長が特別の事由があると認めた場合は、使用料を減免することができる。	3 前項の規定（別表第4、別表第7、別表第12及び別表第14に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）にかかわらず、市長が特別の事由があると認めた場合は、使用料を減免することができる。																														
別表第4（第10条第2項）	別表第4（第10条第2項）																														
<table><tr><td>略</td></tr></table>	略	<table><tr><td>略</td></tr></table>	略																												
略																															
略																															
備考	備考																														

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料（陶芸用電気窯を除く。以下この表、別表第6、別表第11及び別表第13において同じ。）にその5割に相当する額を加算した額とする。

2～4 略

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料（陶芸用電気窯を除く。以下この表、別表第7、別表第12及び別表第14において同じ。）にその5割に相当する額を加算した額とする。

2～4 略

別表第5（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立金田公民館	保育室	100円
	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	第4学習室	100円
	休養室	100円
	集会室	300円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第5～別表第15 略

別表第16（第10条第2項）

種別	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
	使用料（1時間当たり）
木更津市立中央公民館畔戸分館	200円

備考 略

別表第6～別表第16 略

別表第17（第10条第2項）

種別	使用時間（午前8時30分から午後9時30分まで）
	使用料（1時間当たり）
木更津市立金田公民館畔戸分館	200円

備考 略

新旧対照表

○議案第37号 木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧																																										
木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例 昭和51年3月27日 条例第6号 (名称及び位置) 第3条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>木更津市立高柳市民学習会館</td><td>木更津市高柳三丁目2番1号</td></tr> <tr> <td>木更津市立文京市民学習会館</td><td>木更津市文京二丁目6番54号</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>木更津市立清見台コミュニティーセンター</td><td>木更津市清見台南五丁目1番29号</td></tr> <tr> <td>木更津市立清見台コミュニティーセンター附属体育館</td><td>木更津市清見台南五丁目1番29号</td></tr> <tr> <td>木更津市立畑沢市民学習会館</td><td>木更津市畑沢1053番地12</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>木更津市立西清川市民学習会館</td><td>木更津市永井作二丁目11番12号</td></tr> <tr> <td>木更津市立桜井市民学習会館</td><td>木更津市桜井新町四丁目2番地</td></tr> </table> (使用料) 第9条 使用者は、別表第1から別表第9までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。 2 前項の場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料（別表第6及び別表第8に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）を減免することができる。	名称	位置	木更津市立高柳市民学習会館	木更津市高柳三丁目2番1号	木更津市立文京市民学習会館	木更津市文京二丁目6番54号	略	略	木更津市立清見台コミュニティーセンター	木更津市清見台南五丁目1番29号	木更津市立清見台コミュニティーセンター附属体育館	木更津市清見台南五丁目1番29号	木更津市立畑沢市民学習会館	木更津市畑沢1053番地12	略	略	木更津市立西清川市民学習会館	木更津市永井作二丁目11番12号	木更津市立桜井市民学習会館	木更津市桜井新町四丁目2番地	木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例 昭和51年3月27日 条例第6号 (名称及び位置) 第3条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>木更津市立高柳市民学習会館</td><td>木更津市高柳3丁目2番1号</td></tr> <tr> <td>木更津市立金田市民学習会館</td><td>木更津市中島1,985番地</td></tr> <tr> <td>木更津市立文京市民学習会館</td><td>木更津市文京2丁目6番54号</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>木更津市立清見台コミュニティーセンター</td><td>木更津市清見台南5丁目1番29号</td></tr> <tr> <td>木更津市立清見台コミュニティーセンター附属体育館</td><td>木更津市清見台南5丁目1番29号</td></tr> <tr> <td>木更津市立畑沢市民学習会館</td><td>木更津市畑沢1,053番地12</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>木更津市立西清川市民学習会館</td><td>木更津市永井作2丁目11番12号</td></tr> <tr> <td>木更津市立桜井市民学習会館</td><td>木更津市桜井新町4丁目2番地</td></tr> </table> (使用料) 第9条 使用者は、別表第1から別表第10までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。 2 前項の場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料（別表第7及び別表第9に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）を減免することができる。	名称	位置	木更津市立高柳市民学習会館	木更津市高柳3丁目2番1号	木更津市立金田市民学習会館	木更津市中島1,985番地	木更津市立文京市民学習会館	木更津市文京2丁目6番54号	略	略	木更津市立清見台コミュニティーセンター	木更津市清見台南5丁目1番29号	木更津市立清見台コミュニティーセンター附属体育館	木更津市清見台南5丁目1番29号	木更津市立畑沢市民学習会館	木更津市畑沢1,053番地12	略	略	木更津市立西清川市民学習会館	木更津市永井作2丁目11番12号	木更津市立桜井市民学習会館	木更津市桜井新町4丁目2番地
名称	位置																																										
木更津市立高柳市民学習会館	木更津市高柳三丁目2番1号																																										
木更津市立文京市民学習会館	木更津市文京二丁目6番54号																																										
略	略																																										
木更津市立清見台コミュニティーセンター	木更津市清見台南五丁目1番29号																																										
木更津市立清見台コミュニティーセンター附属体育館	木更津市清見台南五丁目1番29号																																										
木更津市立畑沢市民学習会館	木更津市畑沢1053番地12																																										
略	略																																										
木更津市立西清川市民学習会館	木更津市永井作二丁目11番12号																																										
木更津市立桜井市民学習会館	木更津市桜井新町四丁目2番地																																										
名称	位置																																										
木更津市立高柳市民学習会館	木更津市高柳3丁目2番1号																																										
木更津市立金田市民学習会館	木更津市中島1,985番地																																										
木更津市立文京市民学習会館	木更津市文京2丁目6番54号																																										
略	略																																										
木更津市立清見台コミュニティーセンター	木更津市清見台南5丁目1番29号																																										
木更津市立清見台コミュニティーセンター附属体育館	木更津市清見台南5丁目1番29号																																										
木更津市立畑沢市民学習会館	木更津市畑沢1,053番地12																																										
略	略																																										
木更津市立西清川市民学習会館	木更津市永井作2丁目11番12号																																										
木更津市立桜井市民学習会館	木更津市桜井新町4丁目2番地																																										

別表第2～別表第9 略

別表第2（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立金	保育室	100円
田市民学習会館	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	第4学習室	100円
	休養室	100円
	集会室	300円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第3～別表第10 略

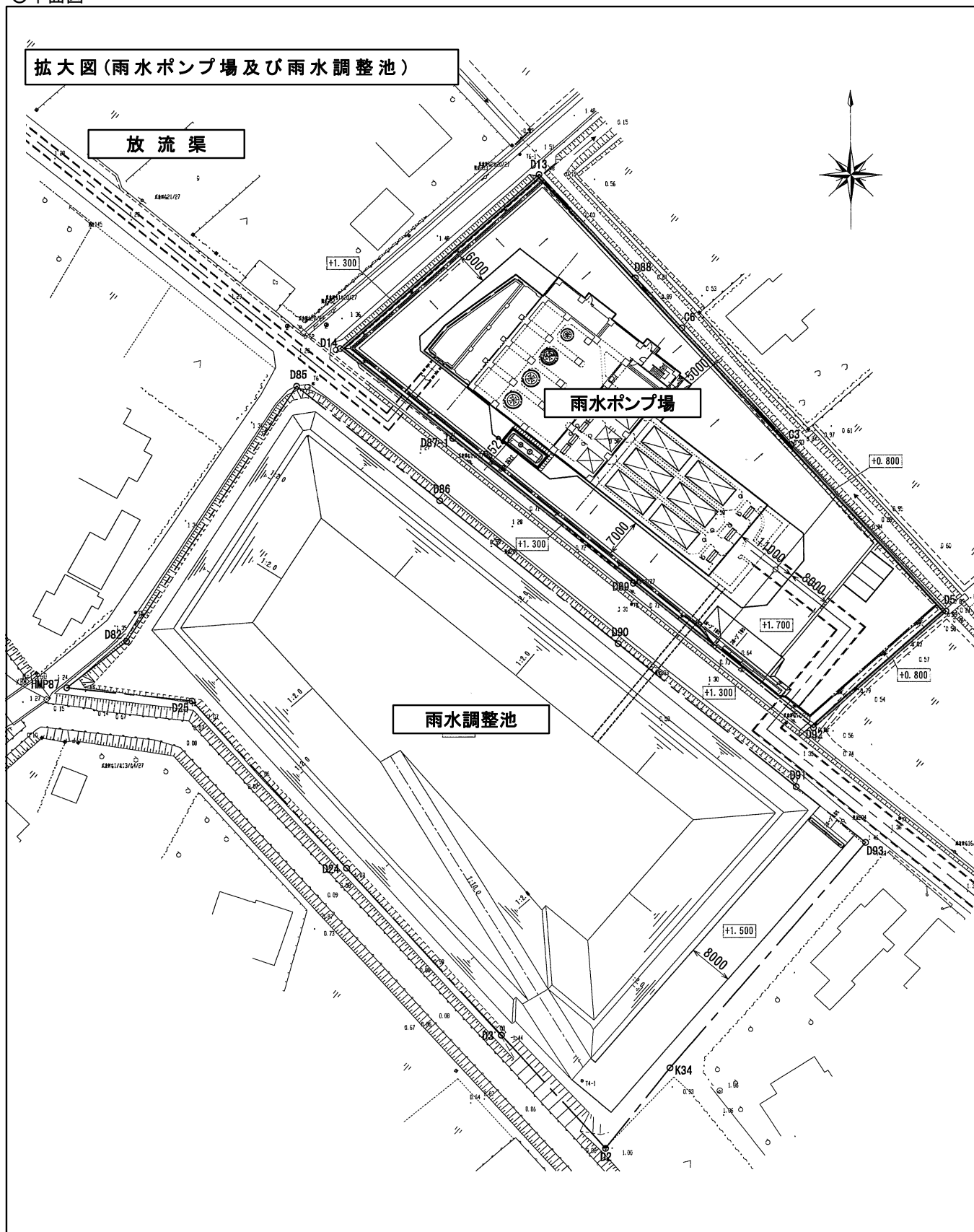
議案第 38 号 主な債権放棄の理由

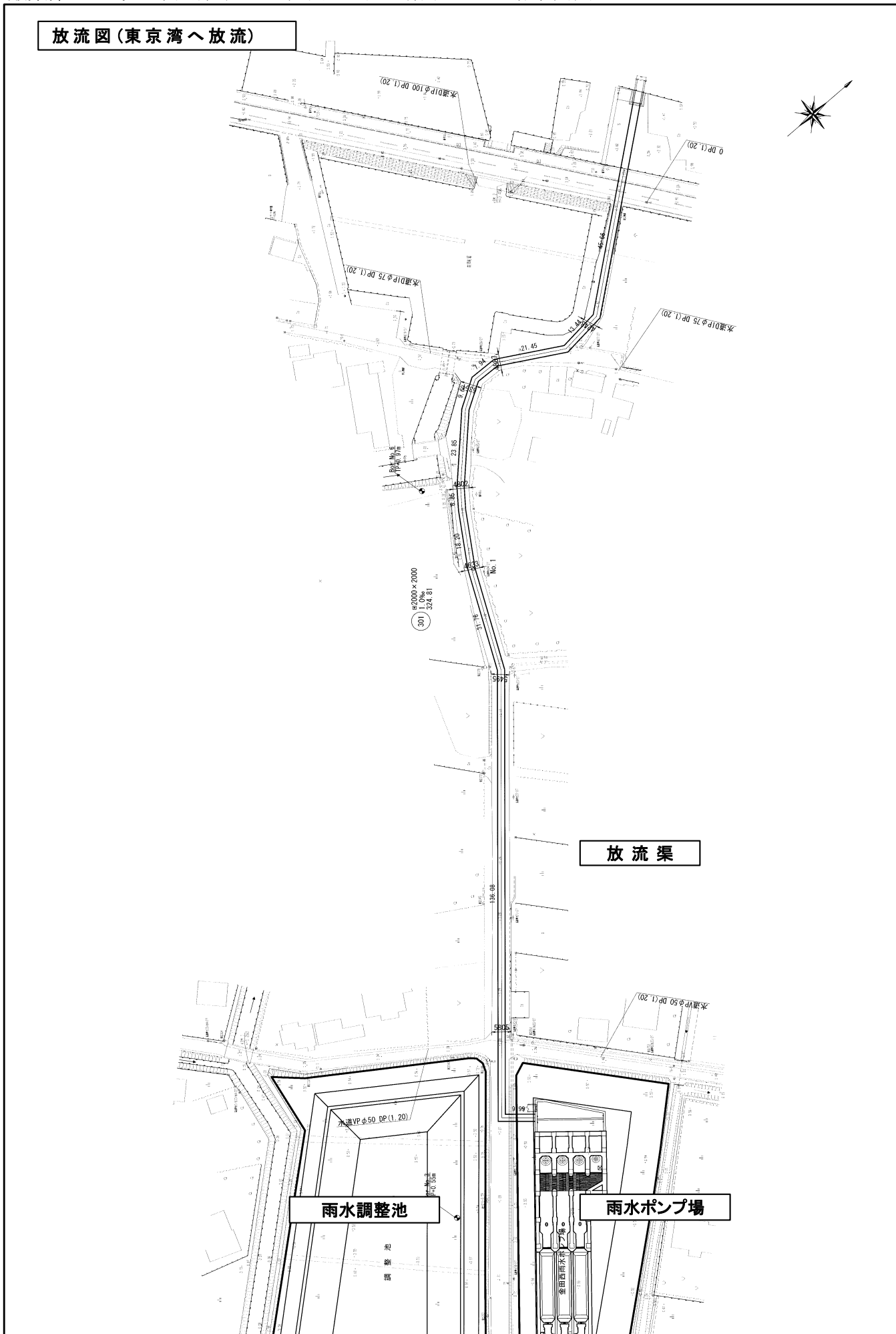
略称	放棄の理由
費用倒れ	金額が僅少であり裁判上の強制徴収に要する費用に満たないため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
法人休止	法人である債務者がその事業を休止し、かつ、財産も残っていないと認められるため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
所在不明	債務者の所在が不明であり、財産の存否も明らかでないため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
資力欠如	債務者の資力が無い又は不十分であり、取立てに要する費用に満たないと認められるため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
破産免責	破産により免責決定を受けたため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
その他	上記の理由に該当しないもので、個々の具体的な理由のため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。

○変更契約金額表

木更津市公共下水道金田西雨水ポンプ場の建設工事に係る業務委託		
変更金額	当初	6,520,000,000円
	変更	4,891,335,000円
差 額		△1,628,665,000円

○平面図





○変更契約金額表

木更津市公共下水道木更津下水処理場(沈砂池・自家発電施設再構築)の建設工事に係る業務委託		
変更金額	当 初	1,368,000,000円
	変 更	1,191,860,000円
差 額		△176,140,000円

○平面図

